

総合計画体系	政策No.	3	政策名	やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり	施策主管課	社会福祉課
	施策No.	3	施策名	障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える	施策主管課長名	猪野 嘉彦
関連個別計画	那珂市障がい者プラン				関係課名	こども課、保険課、健康推進課、学校教育課

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)			④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)			*:総合計画の目標指標
	名 称	単位	名 称	単位			
障がい者、市民	A 市民(常住人口)	人	C				
	B 障がい者(各年4月1日現在)	人	D				
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)						
	名 称	単位	名 称	単位			
市民が障がいについて理解を深め、障がい者が安心して地域で暮らせる	A 障がい者理解が深まっていると思う市民の割合*(市民アンケート)	%	D 那珂市は住みやすいと思う障がい者の割合(プランアンケート)	%			
	B 障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合*(市民アンケート)	%	E				
	C 障がい者に対して地域のかたの理解があると思う障がい者の割合(プランアンケート)	%	F				
⑤ 成果指標設定の考え方 (成果指標設定の理由)	障がい者に対する市民の考え方を図る指標として市民アンケートの「障がい者理解が深まっていると思う市民の割合」「障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合」を、障がい当事者の意見を把握するため、「障がい者に対して地域のかたの理解があると思う障がい者の割合」、「那珂市は住みやすいと思う障がい者の割合」を成果指標として設定した。	⑥ 成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)	市民アンケートや那珂市障がい者プラン改定時のアンケートで把握している。				

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	前期基本計画期間			第2次総合計画			後期基本計画期間		
				2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	
対象指標	A 市民(常住人口)	人	見込み値 実績値	53,000 53,187	52,800 52,937	52,500 53,121	53,900 52,700	53,700 52,365	52,500 51,985	52,300	52,000	
	B 障がい者(各年4月1日現在)	人	見込み値 実績値	3,200 2,523	3,200 2,534	3,200 2,512	2,480 2,506	2,480 2,398	2,400	2,400	2,400	
	C		見込み値 実績値									
	D		見込み値 実績値									
成果指標	A 障がい者理解が深まっていると思う市民の割合*(市民アンケート)	%	目標値 実績値	- 17.8	- 23.2	- 20.2	25.0 22.3	26.0 19.6	27.0	28.0	29.0	
	B 障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合*(市民アンケート)	%	目標値 実績値	- 42.5	- 41.9	- 40.4	44.0 45.8	45.0 21.3	46.0	47.0	48.0	
	C 障がい者に対して地域のかたの理解があると思う障がい者の割合(プランアンケート)	%	目標値 実績値	65.0 46.8	47.0 R2:46.8	48.0 R2:46.8	49.0 27.7	26.0 R5:27.7	27.0	28.0	29.0	
	D 那珂市は住みやすいと思う障がい者の割合(プランアンケート)	%	目標値 実績値	72.0 55.6	56.0 R2:55.6	57.0 R2:55.6	58.0 40.2	45.0 R5:40.2	46.0	47.0	45.0	
	E		目標値 実績値									
	F		目標値 実績値									

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)
ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)
・地域の中で障がいの有無に関わらず、人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するため協力し合う。
・相手の意向や必要に応じて、その人に合ったコミュニケーション手段(文字・手話・音声)を使い、「ゆっくり」「はっきり」「丁寧に」「繰り返し」を心がける。
・障がいを持つ当事者自身が地域で自立した生活を送れるよう、積極的に社会参加する。
イ)行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)
・高齢化に伴う生活習慣病の発症は脳梗塞や人工透析等の身体機能の障害につながることから、市は各種健康診査や健康相談、保健指導事業、介護予防事業等の充実を図り、健康づくりに関する意識啓発と疾病の予防・早期治療に努める。
・市は、地域における相談支援や社会参加の推進する。
・国は、ハローワークを中心とした関係機関と連携し、企業との就労のマッチングや企業に対して障がい者雇用に関連する各種法制度や助成制度の周知を図り、障がいに対する理解啓発に努める。
・国、都道府県、市は2024年(令和6年)4月から障害者差別解消法における合理的配慮が民間の事業所においても義務化されたため更なる周知と理解促進を行う。
② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか
・障害福祉サービスに関する手続きを簡素化してほしい。(障がい者プランアンケートから)
・福祉全般が多くの方に理解してもらえるよう発信してほしい。(障がい者プランアンケートから)

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(令和2年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した。 <input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した。 <input type="checkbox"/> 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) <input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかと言えば低下した。 <input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した。	<input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 <input type="checkbox"/> 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
「障がい者理解が深まっていると思う市民の割合」については、令和2年度以降横ばいで推移していたが、令和6年度は低下している。
「障がいのあるかたが住みやすいと思う市民の割合」については、令和6年度は令和2年度と比べ大幅に減少している。
これは、令和5年度の回答項目に「わからない」を追加したところ、48.9%が「わからない」と回答していることから、障がい者が住みやすいか否か判断しかねるといった状況となっている。

*上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
障がい者理解に関する市民の考え方を市町村ごとに比較できる資料はないため、施策の取組み状況により比較を行う。障がい者数は市町村ごとに異なるが、施策は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの法律の定めにより実施しており、基本的に他市との相違はない。
【参考】障がい者手帳(身体・精神・知的)所持数R6.3.31現在
水戸市:14,191人(人口の5.31%)
ひたちなか市:6,807人(人口の4.43%)
那珂市:2,506人(人口の4.79%)

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)
・障がい当事者に各種障がい福祉サービスが浸透したことにより、複数の障がい福祉サービスの利用者が増加している。
・本市の人口は年々減少しており、療育手帳交付者(令和2年度490人→令和5年度478人)は減少しているが、精神保健福祉手帳交付者(令和2年度407人→令和5年度478人)は増加傾向にある。
・本市の障がいのある子どもの就学状況は、市内の特別支援学級には小学校170人、中学校92人が在籍している。(令和6年5月)
・障がい者の権利や尊厳を守るために成年後見制度の周知や利用促進、民間事業者の合理的配慮の義務化など、障がいの有無に関わらず個性を尊重しながら共生する社会の実現の推進を図っている。
・障がい者の工賃向上、社会参加の拡充などを図るために、障害者優先調達推進法に基づく優先調達に取り組んでいる。
② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)
・障がい者が社会の一員として自立した生活が送れるように、関係機関による支援体制の充実を図り、一人ひとりに応じた適切な障がい福祉サービスの提供と支援を行う必要がある。
・障がい当事者が相談しやすい体制づくりが必要である。
・障がいの有無にかかわらず、障がい者への理解などを深める必要がある。
・差別解消や合理的配慮など、障がい者への精神的な負担の軽減や物理的障害の軽減を図る必要がある。
・令和6年4月から民間事業所についても合理的配慮が義務化となつたが、認知度が高いとは言えないため定期的な周知を図る必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

・「障がい者理解が深まっていると思う市民の割合」「障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合」については、令和2年度から統計を取り始めたことから数値的に不明な点も多いため、令和5年度の実績を参考にし年1%を加算した数値を目標値とした。なお、令和6年度に回答項目を変更したことに伴い、次期計画において目標値の検討が必要である。
・「障がい者に対して地域のかたの理解があると思う障がい者の割合」、「那珂市は住みやすいと思う障がい者の割合」については、令和2年度から調査を実施した。令和5年度の実績を踏まえ、「障がい者理解が深まっていると思う市民の割合」「障がいのある方が住みやすいと思う市民の割合」と同一の目標値とした。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
地域生活における支援の充実	・障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるように、一人ひとりに応じた適切な障害福祉サービスの提供と支援を行う。 ・障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス給付や地域生活支援などの事業を実施し、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう務める。 ・障がいに対する市民の理解を深めるとともに、NPOやボランティア団体などの活動を支援し、地域全体で障がい者を支える体制づくりを進める。 ・各種福祉手当や医療費などの助成を行い、障がい者及び介護者の経済的負担の軽減に務める。	障害福祉サービス給付事業 地域生活支援事業 医療福祉扶助事業 在宅心身障害者(児)福祉手当支給事業 特別障害者手当支給事業
権利擁護の推進	・障がい者の権利擁護のため、いばらき県央地域連携中枢都市圏の取組の中で、成年後見制度の利用促進と市民後見人の要請や活動支援に取り組む。 ・虐待の早期発見、障害者虐待防止センターが中心となり、虐待防止に関する普及啓発に務める。 ・社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮について普及啓発に務める。	地域生活支援事業(成年後見制度支援) 障害者虐待防止対策事業 障害者差別解消推進事業
社会参加への支援の充実	・市で行われる文化活動、スポーツ教室及びリクリエーション活動のバリアフリー化と障がい者への周知を促進し、障がい者が各種活動に参加できるような機会の充実に努める。 ・社会参加を促すため、ハローワークなどの関係機関と情報共有を図り、支援体制の充実に努める。 ・障害者優先調達法に基づき、物品などの調達を更に進めるとともに、市役所庁舎内での定期物品販売会の開催、仕事のマッチング機会の提供など、障がい者の工賃向上、経済的自立につながる取組を進める。	障害福祉サービス給付事業(訓練等給付費など) 地域生活支援事業(就労支援事業など) 団体補助事業(市身体障害者の会、市障がい児者親の会、市手をつなぐ育成会)